

令和5年度（2023年度）
第4回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2024年1月16日（火）13時30分開会
開催方法：オンライン開催

1. 開 会

○事務局（佐々木環境政策課長） ただ今から令和5年度第4回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます、環境生活部環境保全局環境政策課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日は委員総数16名のうち、過半数の13名の御出席をいただいております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は、成立しておりますことを報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（佐々木環境政策課長） それでは開会にあたりまして、環境保全局長の竹澤から挨拶申し上げます。

○竹澤環境保全局長 皆様、こんにちは。環境保全局長の竹澤でございます。

令和5年度第4回北海道環境審議会の開会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙のなか御出席いただき、ありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から本道の環境行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まずはじめに、このたびの令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

道としても、被災地に職員を派遣するなど、国などとも連携しながら、できる限りの支援に努めてまいるところであります。

さて、昨年、本審議会においては、地域脱炭素化促進区域の設定に関する環境配慮基準などの案件について、委員の皆様のご専門的なお立場から熱心に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

今年は、北海道生物多様性保全計画の変更や環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価といった審議を継続している案件など、御議論をいただく予定としており、委員の皆様には、引き続きお力添えをいただきたいと存じます。

最後になりますが、今後とも道の環境行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が委員の皆様にとって良い年でありますことを、心から御祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

◎事務連絡

○事務局（佐々木環境政策課長） 本日の議事は、前会長の退任に伴う、新たな会長の選出となります。

それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。

資料は次第、委員の皆様の出欠表のほか、参考資料1から4として、北海道環境審議会条例、施行規則、北海道環境審議会運営要綱、運営要領に基づく指定事項となっています。

資料は事前にデータでお送りしておりますが、不足等がございましたら、事務局にお申し出願います。

また、本日はオンラインでの開催となりますので、ご出席の委員におかれましては、ご発言の際は、手を上げるボタンを押すか、発言の申し出をしていただき、許可を得た後、ご発言願います。その際、マイクとビデオをONにさせていただきますようお願いいたします。

会長不在のため、ここからの進行は、吉中副会長にお願いいたします。

吉中副会長、よろしく申し上げます。

3. 議 事

○吉中副会長 吉中です。本日はよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

参考資料1の「北海道環境審議会条例」をご覧ください。

第4条では、「審議会に会長及び副会長を置く」こと、その2で、「会長及び副会長は委員が互選する」こととなっております。

ということで、今回、互選という形で会長を選出していきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

互選ということですので、推薦という形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。反対の方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

(異議の声なし)

○吉中副会長 ありがとうございます。それでは、会長についてどなたかご推薦をいただければと思います。どなたからでも結構です。

(3名が挙手)

○吉中副会長 3名から挙手をいただいています。

では、北海道経済連合会の大橋委員からよろしく申し上げます。

○大橋委員 ありがとうございます。道経連の大橋です。

私の方からは、北海道大学大学院農学研究院の井上京先生をご推薦したいと思います。

○吉中副会長 どうもありがとうございます。井上京先生のご推薦でした。

では、児矢野委員をお願いします。

○児矢野委員 私からは、今回、会長が途中でおやめになりましたので、副会長をされている吉中副会長にお願いしたいと思います。

○吉中副会長 どうもありがとうございます。私をご推薦いただきました。

続いて、井上委員をお願いします。

○井上副会長 私も、今、副会長をお務めいただいています吉中厚裕委員を、この審議会

の会長として推薦したいと思います。

環境行政に明るく、国際的な視野もお持ちですし、かつ、今の北海道の環境の置かれている状況にもよくご存じだということで、吉中委員に会長をお務めいただきたいと思えます。

○吉中副会長 どうもありがとうございます。

そのほか、ご推薦いただける方がいらっしゃいましたら、ご発言をお願いします。

(推薦の声なし)

○吉中副会長 ありがとうございます。

大橋委員から井上委員をご推薦いただきました。

児矢野委員と井上委員から、私をとというご推薦をいただきました。どうもありがとうございます。

それでは、多数決で決めていければと思いますが、そのような進め方でよろしいですか。

(異議の声なし)

○吉中副会長 ではまず、大橋委員からご推薦のありました井上委員に会長を務めていただきたいという方は挙手をお願いします。

(挙手・人数確認)

○吉中副会長 よろしいでしょうか。

今手を上げていただいているのが、大橋委員、中津川委員、高橋委員の3名です。

それでは、児矢野委員と井上委員からご推薦いただきました、私吉中が務めろという方は挙手をお願いします。

(挙手・人数確認)

○吉中副会長 ありがとうございます。

武野委員、井上委員、児矢野委員、能條委員、東條委員、吉田委員、上園委員、佐々木委員、瀧波委員の9名の方から、私に務めろというご推薦をいただきました。

それでは、多数決でと決めておりましたので、会長を私吉中が務めさせていただきますと思います。力不足ですが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続いて、私が今副会長を務めておりますので、私が会長を務めるということになりますと、副会長を選ばなければなりません。

こちらもどなたかご推薦いただければと思います。いかがでしょうか。

もしないということであれば、私からの推薦ということで、ぜひ井上委員にお願いしたいと思います。いかがでしょう。

(異議の声なし)

○吉中副会長 それでは井上委員、副会長ということで、よろしいでしょうか。

○井上委員 承知しました。会長をサポートさせていただきます。

○吉中会長 それでは、本日の議事は以上で終えたいと思います。

会長・副会長の選出にご協力いただき、どうもありがとうございます。

中村先生の後ということで、力不足で、どこまで職務を遂行できるか自信がありませんが、皆様方のお知恵を拝借しながら、間違いのないように進めていきたいと思えます。ご協力をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

それでは議事はこれで閉じてよろしいでしょうか。

○児矢野委員 議事ではないのですが、質問があります。

私が法律を専攻している関係で、確認させていただきたいことが1点ございます。

手続き上の話で、実体的な話では全くございません。

前回の10月31日の審議会には出席しておりませんでした。10月12日の審議会に出席していた際に、中村会長がお辞めになるのは任期満了だからということが出てきて、議事録にもそう書いてありました。その後、事務局に31日の会議の後で、答申案の内容に関して、わからないことがあったので、事務局からいただいたメールに対してお電話でお話を伺ったときも、中村会長が任期満了でおやめになるという話を伺ったのですが、法律学を専攻している立場からすると、北海道環境審議会条例の3条によりますと、「委員の任期は2年とする」となっておりまして、おそらく中村先生も、一昨年末に私と同様に、任期が始まっておられたと、辞令が出ていたと思うのです。

となると、条例によると任期は今年末までとなるので、任期満了という根拠は何なのかなど。

つまり、中村先生がご自身のご意向で、辞任されたということなのかなということだと、私は法的には理解したのでけれども、運営に関わる重要な手続き的なことなので、事務局にお伺いできればと思います。

○吉中会長 どうもありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○事務局（佐々木環境政策課長） 事務局でございます。ただいま、任期について児矢野委員からご質問があったかと思えます。

今回、参考資料にはつけてはおりませんでした。北海道の附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準というものがございまして、審議会の委員におかれましては、在任期間は9年ということをお前提にすると、ただし、当分の間、女性の委員については12年限度とする、という規程がございます。これに基づいた措置だったと思えます。

○吉中会長 ご説明ありがとうございます。児矢野委員お願いします。

○児矢野委員 今ご指摘になったのは、北海道の附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準の、直近では平成31年4月1日一部改正、というものだと思うのですが、今のお話だと、この基準によるということだと思うのですが、中村先生については、知事からの辞令も2年ではなく、1年で出ていたということでしょうか。

○吉中会長 ありがとうございます。

佐々木課長から委員としての在任期間9年、女性は当面の間12年を限度とするというご説明でしたけれども、今、児矢野委員からのご質問は、中村委員の委嘱状は、1年という委嘱状が出ていたのかというご質問かと思えますが、お答えいただけることがありました。

らお願いします。

○事務局（佐々木環境政策課長） はい、今ご質問にありましたとおり、委嘱状がどのような形だったかということですが、委嘱状につきましては、2年という形でしたが、内規及びご本人等も含めた形で1年というような話がございまして、それに基づいて今回1年とさせていただいたところがございます。以上でございます。

○吉中会長 はい、児矢野委員お願いします。

○児矢野委員 辞令が2年だということは、審議会条例の第3条の委員の任期は2年とする、ということだと理解しておりますけれども、ただ1点、私が法律学専攻の立場から教えていただきたいのは、附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準というのは、中身からも明らかなように、道庁の内部申し合わせ、運営のための道庁の内部的なものでありまして、内部では運営としていいかと思うのですけれども、条例は法的拘束力があるものなので、これを根拠に任期は9年であると、対外的に仰るのはどうかという気がしまして。

要するに私の理解では、この附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準というのは、内部のものであるので、少なくとも条例の方が当然優越するということですから、今回は法的には、公式上は、中村先生はご自身のご意向によりご辞任されたというふうに、法的には整理できるかと思うのです。

ですから、附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準は、条例がこうであるけれどもこの基準がこうなっているから、という位置づけというのは法的には適切ではないと思います。これは、道庁の内部で委員を次にどなたにするか考える際に使っているというものでありますので、それについて中村先生との間でインフォーマルにどのようなお話をされたかということとはともかくとして、少なくとも公式には、今回は、中村先生は任期満了で退任ということではなくて、あくまでもご自身のご意向で辞任されたと理解しております。ということだとすると、前々回の10月12日の議事録も、任期満了でということが書かれておりますけれども、あの部分は、何かの誤解であったと理解させていただけるのかなと思っています。

非常に細かいことにこだわるようで本当に恐縮なのですが、私の専攻が法律学でありまして、条例の解釈とか法規の解釈・適用というのは、適切にやる必要があると思っていますので、その点気になりまして申し上げました。私の理解でよろしいでしょうか。

○吉中会長 どうもありがとうございます。佐々木課長よろしくお願いします。

○事務局（佐々木環境政策課長） 児矢野先生が仰るとおり、ご本人の辞退というお申し出があったということで、そのようなお考えでよろしいかと思っております。以上でございます。

○吉中会長 どうもありがとうございます。児矢野委員、よろしいでしょうか。

○児矢野委員 はい。了解しました。どうもありがとうございました。クリアになりました。

○吉中会長 どうもありがとうございます。

事務局におかれましては、再度事務局の中でもご確認いただければと思います。どうぞ
よろしく申し上げます。

○吉中会長 そのほか、なにかございますでしょうか。

それでは、進行を事務局にお戻しします。

4. 閉 会

○事務局（佐々木環境政策課長） ありがとうございます。

次回審議会の開催については、改めて皆様に日程をご照会させていただいた上で、後日、
事務局から委員の皆様に日程をご連絡しますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議会はこれで閉会します。

ありがとうございました。

以 上